◎新潟県告示第1306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　　米　山　　隆　一

都市計画の種類及び名称

１　種類　佐渡都市計画道路

２　名称　３・５・１号　本町通り線

３・５・２号　湊若宮線

３・５・３号　両津相川線

３・６・５号　大間中山峠線

３・６・６号　下戸春日崎線

３・５・９号　道遊線

３・５・11号　両津小木線

３・５・12号　両津真野線

３・５・13号　真野赤泊線

３・５・14号　山ノ手線

３・６・15号　真野新町線

３・５・16号　吉岡線

３・４・17号　中原窪田線

３・６・18号　長木窪田線

３・５・19号　下町田町線

３・４・24号　窪田沢根線